

三重県における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する ガイドラインの概要

1 目的

東日本大震災により発生した災害廃棄物を県内で処理する場合における、技術的な事項等を定めることにより、災害廃棄物の処理における安全性を確保し、災害廃棄物の処理を支援することで被災自治体の復興に資することを目的としています。

2 処理の対象とする災害廃棄物

- 宮城県又は岩手県内の災害廃棄物のうち木くず又は木くずとその他の可燃廃棄物が混合した混合廃棄物が対象です。
- その他の可燃廃棄物とは、紙くず、繊維くず、廃プラスチック類等の可燃性のものをいい、有害廃棄物は除きます。

3 災害廃棄物の放射能濃度

- 放射性物質はセシウム 134 及びセシウム 137 を対象とします。
- 災害廃棄物の処理に伴い作業従事者及び周辺住民が受ける線量限度は、一般公衆の年間線量限度である 1 ミリシーベルト/年を下回るものとします。

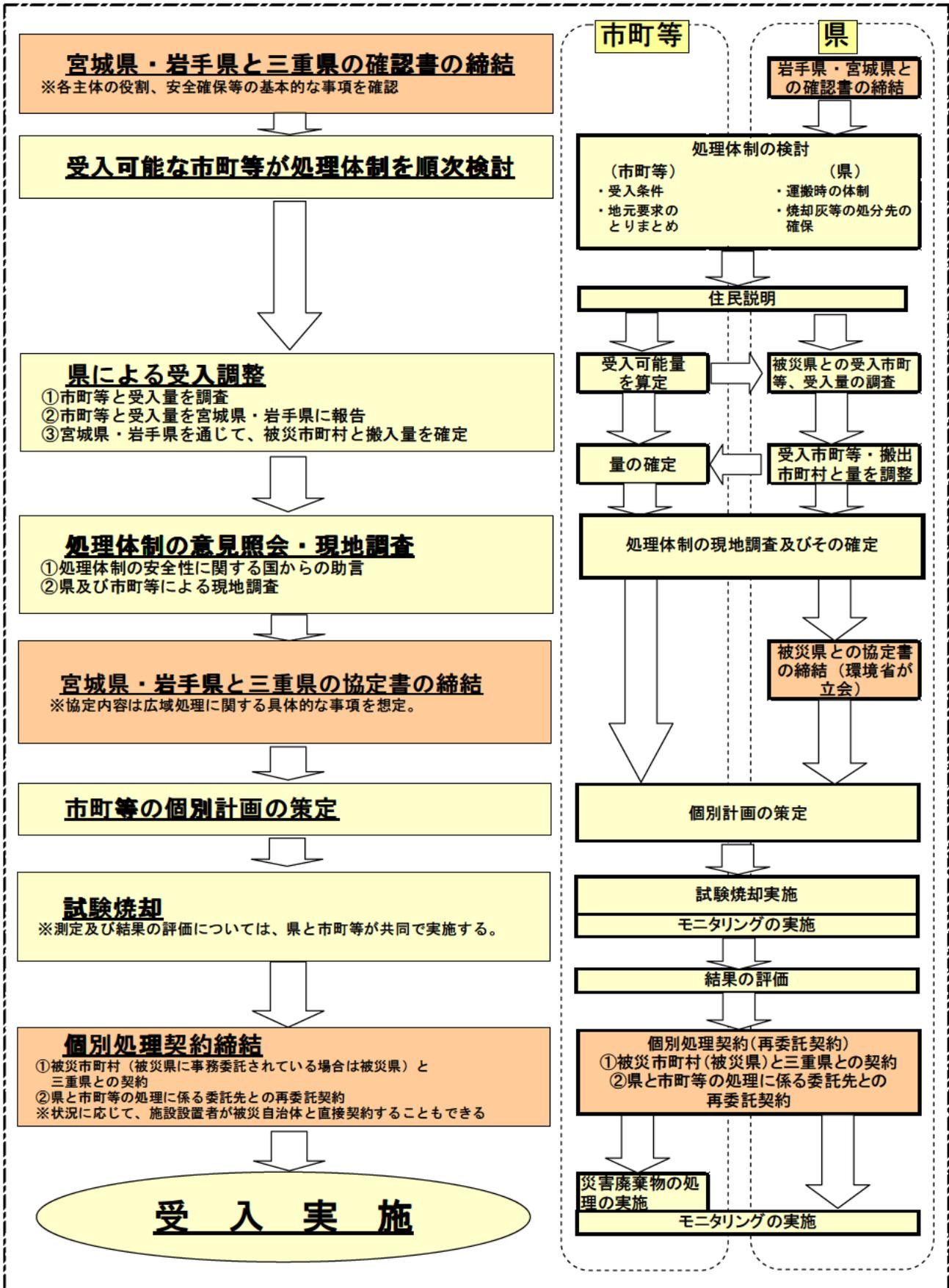
【放射能濃度の目安値】

- 災害廃棄物の受入処理の目安値…100 ベクレル/kg 以下
- 焼却灰の埋立処分 of 目安値…2,000 ベクレル/kg 以下
- 処理により得られた再生利用製品の目安値…100 ベクレル/kg 以下

(参考)

- ・ 100 ベクレル/kg は、原子炉等規制法で規定されるクリアランスレベル 0.01 ミリシーベルト/年 (放射線による障害の防止のための措置を必要としないもの) に相当する放射能濃度 (セシウム) です。
- ・ 埋立処分の目安値である 2,000 ベクレル/kg は、最終処分場で最も放射線を受けやすい作業条件 (1日6時間、覆土をしない) で埋立処分を行った場合においても、作業従事者及びその周辺住民が受ける線量が 1 ミリシーベルト/年を下回る値に相当する放射能濃度 (セシウム) です。

4 災害廃棄物の受入の基本的な手続き



5 災害廃棄物の放射線モニタリング

- 災害廃棄物の受け入れから埋立処分もしくは再生利用までの各工程段階において、一定の頻度で放射能濃度、空間線量率、遮蔽線量率の測定を行います。
- 被災自治体は被災地における測定を主体的に行い、クロスチェックのための測定を、適宜、三重県が行います。
- 三重県は引渡しを受けた以降における測定を主体的に行います。
- 市町等は通常の管理測定を実施するとともに、三重県が実施する測定に協力をを行います。
- 施設の設置者が民間である場合には、民間施設設置者が当該施設に係る測定を実施し、クロスチェックのための測定を、適宜、三重県が行います。
- 万一、目安値を超える災害廃棄物が発生した場合には、被災県からの搬出は行わず、また、搬入されたものは被災県に返送します。

【放射能濃度等の測定の特例】

- 放射能濃度等の測定は、受け入れ初期の段階では、頻度を上げて測定を実施します。

【放射線以外の項目に係る測定】

- 放射線以外の項目（アスベスト、塩化水素、ダイオキシン類、重金属類）についても、測定を実施します。

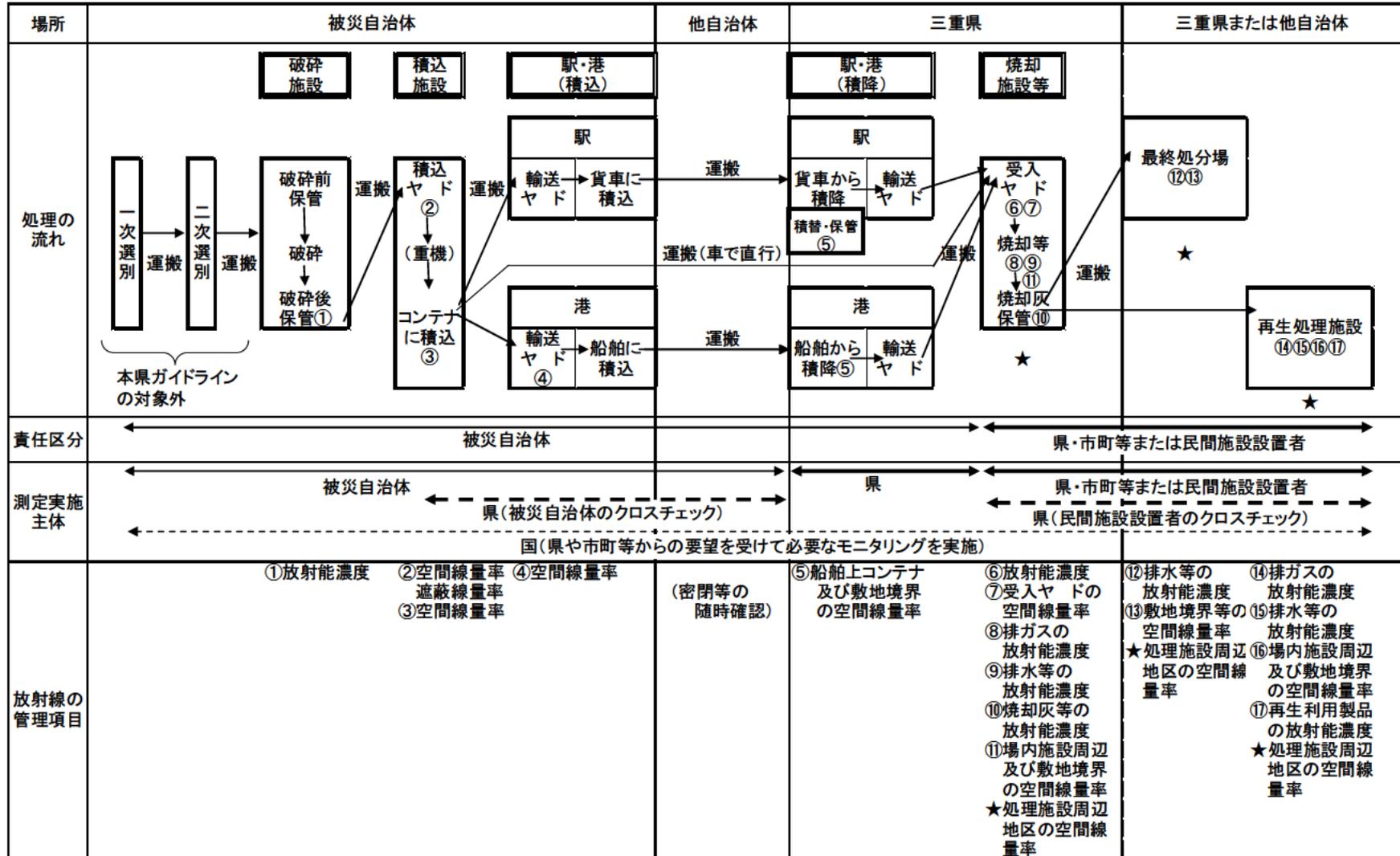
（参考）

- ・ 放射能濃度（単位：ベクレル/kg）
災害廃棄物に含まれる放射性物質（セシウム）が、1秒間に放出する放射線の数（1秒間に1個の放射線を出すと1ベクレル）です。
- ・ 空間線量率（単位：シーベルト/時間）
一般環境中で人が受ける放射線の量で、単位のシーベルトとは、人体への影響の度合いが考慮されたものです。
- ・ 遮蔽線量率（単位：シーベルト/時間）
自然の放射線の影響を除いて廃棄物そのものが持っている放射線の量で、遮蔽体の中に災害廃棄物を置いて測定した、空間線量率です。

6 情報の公開

- 三重県が実施した測定結果を、速やかにホームページで公表します。
- 県民の安全・安心を確保するため、被災自治体や施設設置者から、処理の状況及び測定結果についての報告を受け、速やかにその情報をホームページで公開します。
- 処理を行う市町等や民間施設設置者についても、施設周辺住民等に対して自ら積極的に処理の状況について公開するよう努めます。

災害廃棄物の処理の流れと放射線モニタリング



災害廃棄物の処理工程ごとの放射線測定

場所	施設名	※	測定対象	項目	目安値	測定頻度	測定実施者	
被災自治体	破砕施設	①	破砕後のストックヤード	保管中の災害廃棄物ごと	放射能濃度	100ベクレル/kg以下	搬出前1月以内	被災自治体 (注2)
	積込施設	②	コンテナ積込ヤード	コンテナ積込前の災害廃棄物ごと	空間線量率	バックグラウンド空間線量率の3倍未満	積込の都度	
		③	コンテナ積込ヤード	災害廃棄物積込後のコンテナの側面	遮蔽線量率	0.01マイクロシーベルト/h以下	積込の都度	
	港	④	海上輸送ヤード	船舶に積み込む前のコンテナごと	空間線量率	0.3マイクロシーベルト/h未満	積込の都度	
三重県	港、輸送経路の積替保管施設	⑤	船舶上	陸揚げ前のコンテナごと	空間線量率	0.3マイクロシーベルト/h未満	陸揚げの都度	県
		⑤	敷地境界		空間線量率	バックグラウンド空間線量率の3倍未満	1回/週	
			積替保管施設の敷地境界		空間線量率	バックグラウンド空間線量率の3倍未満	1回/週	
	焼却施設等	⑥	受入ヤード	受け入れたコンテナごと	放射能濃度	100ベクレル/kg以下	搬入の都度(注3)	県・市町等 (注5)
		⑦			展開した災害廃棄物の山ごと	空間線量率	バックグラウンド空間線量率の3倍未満	
		⑧	排ガス		放射能濃度	Cs134,Cs137の濃度限度が、算定値1以下	1回/月	
		⑨	排水処理施設	原水、放流水	放射能濃度	Cs134,Cs137の濃度限度が、算定値1以下	1回/月	
				排水汚泥	放射能濃度	2,000ベクレル/kg以下	1回/月	
		⑩	焼却灰等	主灰、(溶融)飛灰、溶融スラグ	放射能濃度	2,000ベクレル/kg以下	1回/月	
		⑪	場内施設周辺	焼却炉、灰処理設備、灰ビット周辺	空間線量率	異常に高くないこと(注4)	1回/週	
	敷地境界				空間線量率	バックグラウンド空間線量率の3倍未満	1回/週	
★ 県内受入施設等の周辺地区				空間線量率	バックグラウンド空間線量率の3倍未満	1回/週		
三重県または他県	最終処分場	⑫	排水処理施設	原水、放流水	放射能濃度	Cs134,Cs137の濃度限度が、算定値1以下	1回/週	
				排水汚泥	放射能濃度	2,000ベクレル/kg以下	1回/2週	
		⑬	場内施設周辺	埋立区画、埋立作業場所、受入施設	空間線量率	異常に高くないこと(注4)	1回/週	
	敷地境界				空間線量率	バックグラウンド空間線量率の3倍未満	1回/週	
	再生処理施設(セメント等)	⑭	排ガス		放射能濃度	Cs134,Cs137の濃度限度が、算定値1以下	1回/月	
		⑮	排水処理施設	原水、放流水	放射能濃度	Cs134,Cs137の濃度限度が、算定値1以下	1回/月	
				排水汚泥	放射能濃度	2,000ベクレル/kg以下	1回/月	
		⑯	場内施設周辺	灰保管庫、再生処理施設、製品置場	空間線量率	異常に高くないこと(注4)	1回/週	
				敷地境界		空間線量率	バックグラウンド空間線量率の3倍未満	1回/週
	⑰	再生利用製品		放射能濃度	100ベクレル/kg以下	1回/月		
★ 県内処理施設の周辺地区				空間線量率	バックグラウンド空間線量率の3倍未満	1回/週		

(注1) ※の番号(①~⑰)は、4ページの管理項目番号

(注2) 県は②~④のクロスチェックを実施する。

(注3) ①と同等の結果が得られることが確認できれば、省略できる。

(注4) 「異常に高くないこと」とは、バックグラウンドを除いた空間線量率の測定値が0.19マイクロシーベルト/h未満のことをいう。

(注5) 施設の設置者が民間である場合には、民間施設設置者が当該施設に係るモニタリングを実施する。

(注6) 県や市町等の要望を受けて、国は必要なモニタリングを実施する。

三重県における東日本大震災の災害廃棄物処理に関するガイドライン

目的

東日本大震災により発生した災害廃棄物を県内で処理する場合における、技術的な事項等を定めることにより、災害廃棄物の処理における安全性を確保し、災害廃棄物の処理を支援することで被災自治体の復興に資すること

対象者

県内に搬入される災害廃棄物の処理を行う人

処理対象

宮城県及び岩手県の災害廃棄物 ※福島県は処理対象外
木くず又は木くずを含む混合廃棄物（可燃廃棄物）

目安値

- ・災害廃棄物の受入時 100ベクレル/kg以下
(国：240~480ベクレル/kg以下)
- ・焼却灰の埋立処分時 2,000ベクレル/kg以下
(国：8,000ベクレル/kg以下)
- ・再生利用製品 100ベクレル/kg以下 (国と同じ)

受入手続

処理体制の検討

施設設置者は地元意見を勘案して受入条件を検討し、県と市町が共同で住民説明を実施します。

受入調整・現地調査

被災市町村と搬入量を調整し、現地調査を実施して処理体制を確定します。

協定書の締結

環境省の立会いのもと、県が宮城県及び岩手県と締結します。

個別計画の策定

搬出自治体等の実状を勘案して、具体的な計画を策定します。

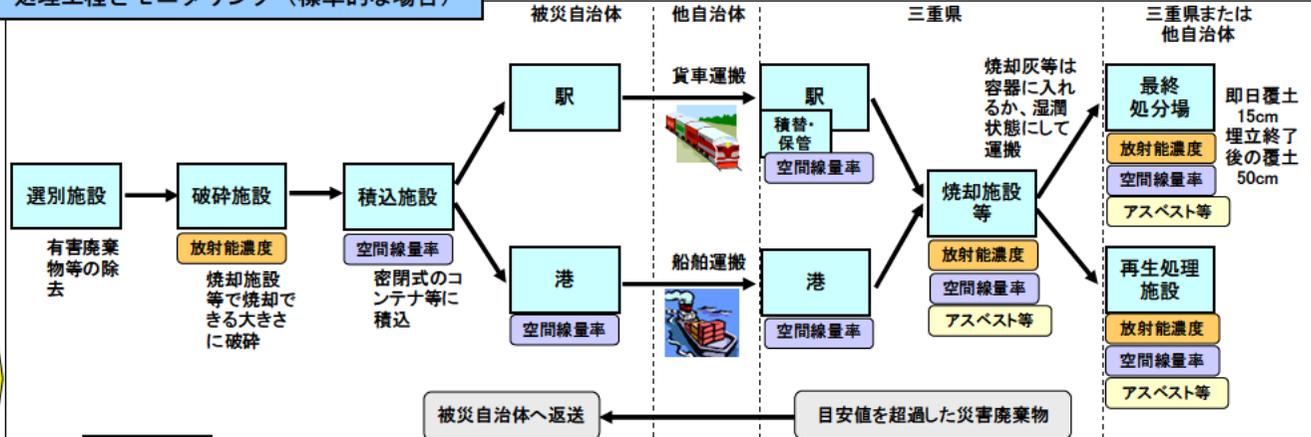
試験焼却

受入時と同条件での試験焼却を実施します。

処理契約の締結

被災自治体と受入自治体とで契約を締結します。

処理工程とモニタリング（標準的な場合）



測定項目

○放射能濃度

【破碎施設】災害廃棄物
【焼却施設等・最終処分場・再生処理施設】災害廃棄物、排ガス、排灰、排灰汚泥、焼却灰 再生利用製品

○空間線量率

【積込施設】災害廃棄物
【港】災害廃棄物
【輸送経路・港】保管施設の敷地境界
【焼却施設等・最終処分場・再生処理施設】場内、敷地境界、周辺地区

【焼却施設等・最終処分場・再生処理施設】

○アスベスト(石綿) 敷地境界
○塩化水素、ダイオキシン類等
排ガス
○ダイオキシン類、重金属類等
排灰

※災害廃棄物の受け入れの開始初期には、測定頻度を多くして実施。(例：週1回→毎日等)

情報公開

県、被災自治体、処理施設設置者が実施した測定結果をすぐにホームページ等で公表

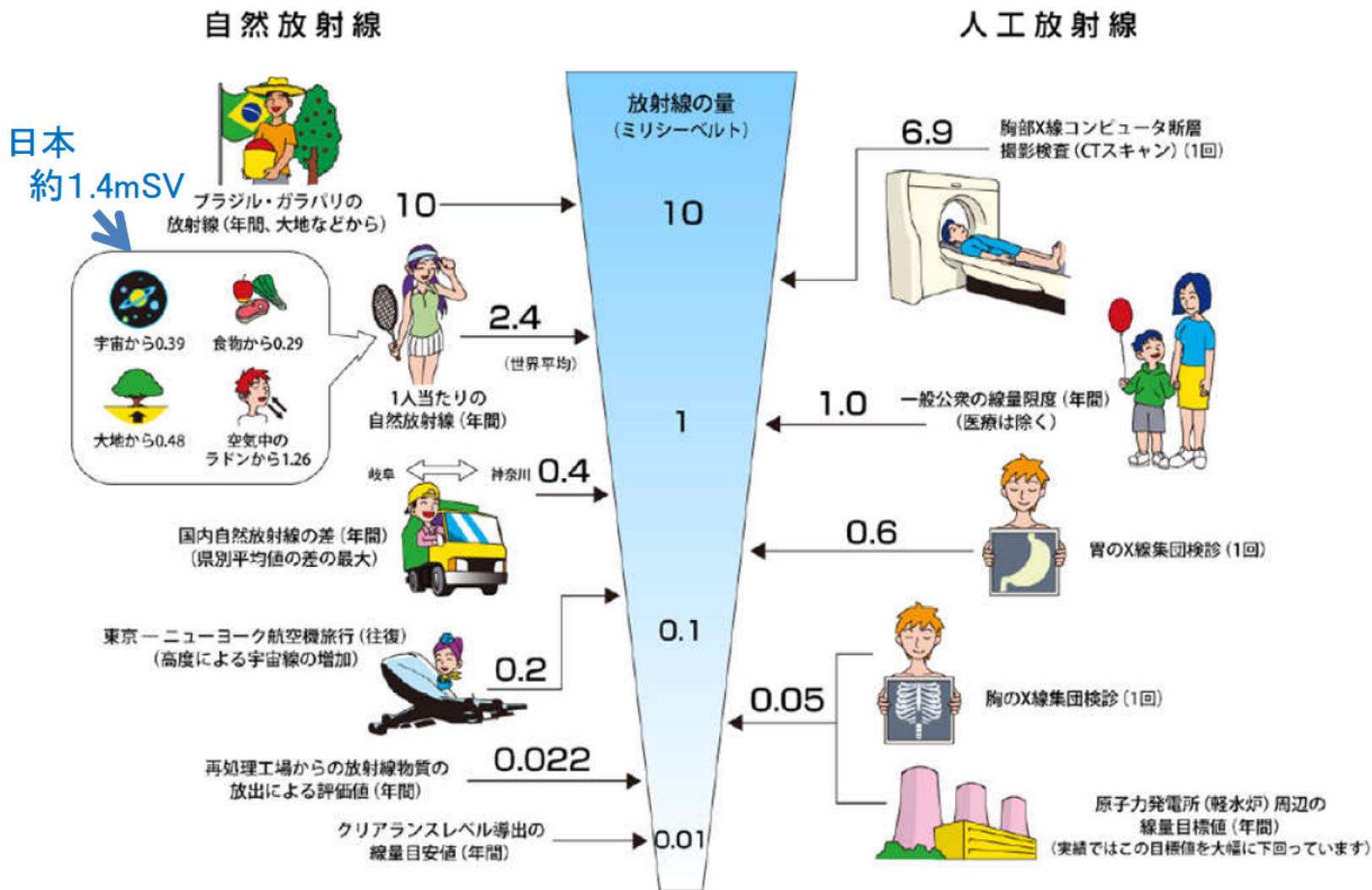
処理の安全性の確認

災害廃棄物の処理を支援

被災自治体の復興

(参考資料)

《 日常生活と放射線 》



原子力教育支援情報提供サイトより